

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

特定非営利活動法人ソーシャルイノベーション（やさしいつながり）は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染症・食中毒等を未然に防止し、発生した場合は感染症や食中毒等が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例等の発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染症の業務継続計画（BCP）などの社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・食中毒・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防や食中毒予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」を整備する。
また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - イ) 利用者の健康管理
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員や委託業者を対象に年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施する。

対象	全職員	新規雇用職員
開催時期	原則、研修計画表に準ずる 研修1回目（4月1日） 研修2回目（9月30日）	研修1回目 入職時研修 研修2回目 全体研修又は個別
目的	感染予防対策と食中毒予防対策と感染症発生時の対応方法	感染対策の重要性と 標準予防策の理解

- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的実施する。

対象	全職員	新規雇用職員
開催時期	原則、研修計画表に準ずる 1回目（4月1日予定） 2回目（9月30日予定）	1回目（入職時の際に訓練） 2回目（全体訓練の際に訓練）
目的	感染症 BCP を利用した行動確認	感染症発生時の対応訓練

- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針の見直しを行なう。

（2）発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
- イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - ロ) 消毒
 - ハ) 支援の実施内容・実施方法の確認
 - ニ) 濃厚接触者への対応 など
- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。
- イ) 医療機関： ときわ病院 0794-85-2304
 - ロ) 保健所： 加東健康福祉事務所(健康管理課) 0795-42-9011
 - ハ) 指定権者： 新型コロナウイルス感染症健康総合相談窓口 078-362-9980
- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、社内連絡網を用い「関係者への連絡」をすみやかに行う。

（3）その他

本指針に定める事項以外にも、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、感染症対策等に取り組むように努める。

<変更・廃止手続>

本方針の変更および廃止は、感染対策委員会の決議により行う。

<附則>

本方針は、2024年4月1日から適用する。

本方針は、2024年9月30日から適用する。